

○玉野市総合計画策定検討会設置要綱

令和4年7月1日
玉野市告示第330号

(目的及び設置)

第1条 玉野市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に当たり、広く市民から意見を聴取し、より市民ニーズに合った総合計画とするため、玉野市総合計画策定検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定に関する意見・提案
- (2) その他総合計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討会の委員は、学識経験者、各種団体代表、公募委員その他市長が認める者とし、市長が委嘱する。

(座長及び副座長)

第4条 検討会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、必要に応じて市長が招集し、座長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(事務局)

第6条 検討会の庶務を行うため、総合政策課に事務局を置く。

(設置期間)

第7条 検討会の設置期間は、令和4年7月1日から総合計画の策定終了時までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、総合計画が策定された日の翌日にその効力を失う。